

投票所における新型コロナウイルス感染症対策について

来場の皆様も、ご理解、ご協力をお願いいたします。



▶ 投票所における感染症対策

- 投票所入口付近にアルコール消毒液を設置しますので、投票所入場前に手指の消毒にご協力ください（アレルギーなどが心配な方は係員にお声掛けください）。
- 投票管理者、立会人、投票所職員はマスクを着用します。
- 定期的に投票所の換気を行います。
- 記載台などを定期的に消毒します。また、未使用のスティックペンを用意するほか、持参された鉛筆でも投票用紙に記入できます。
- 受付係や投票用紙交付係に、飛沫感染防止のためのシートを設置します。



▶ 有権者の皆様をお願いする感染症対策

- マスク着用、咳エチケット、来場前後の手洗い・消毒にご協力ください。
- 周りの方と距離を保つようお願いします。
- 18歳未満の方を同伴する場合、同伴者の感染症対策にも十分にご留意ください。
- 持参された鉛筆、シャープペンシルもお使いいただけます。



▶ 投票所への来場について

●当日投票所（9月5日）

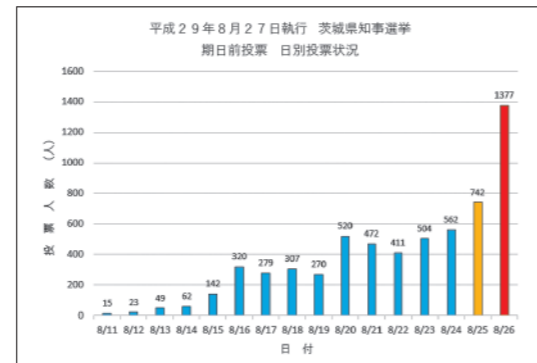
午前中の早い時間帯は、比較的混まない傾向にあります。混雑しない時間帯での投票にご協力ください。

●期日前投票所

投票日当日、投票所に人が集中することを避けるため、期日前投票の積極的な利用をお願いします。平成29年執行の茨城県知事選挙の期日前投票者数は右の表のとおりです。早めの投票をご検討ください。

（最終日の9月4日は混雑が予想されます）

また、待ち時間や投票所内の混雑緩和のために、事前に投票所入場整理券裏面の宣誓書の記入をお願いします。



ホームページアドレス <http://www.city.bando.lg.jp/>

編集・発行
坂東市選挙管理委員会
坂東市役所総務部総務課内
電話0297(21)2178
令和3年8月5日発行



統一キャッチフレーズ
だつてぼくらの茨城だから 茨城県知事選んじやう

茨城県知事選挙

投票日当日の投票時間は**午前7時**～**午後6時**



投票日9月5日(日)

茨城県知事選挙



投票日

9月5日(日)

投票時間

午前7時～午後6時

皆様の大切な一票です。必ず投票しましょう。

期日前投票

- 投票日当日に、仕事や旅行、冠婚葬祭の用務などがある方は、期日前投票をご利用ください。
- 投票所入場券の裏面は宣誓書になっていますので、事前に記入しておくとう受付がスムーズです。ぜひ記入の上、期日前投票所にお越しください。

(注) 新型コロナウイルス感染症の感染予防のため期日前投票を行う場合は、宣誓書の事由「**天災等(6号事由)**」を選択してください。

受付期間 8月20日(金)から9月4日(土)まで

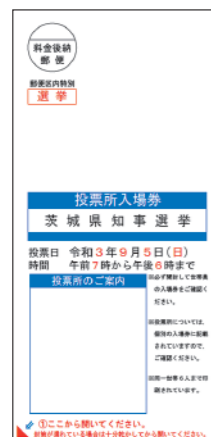
期日前投票所	所在地	受付時間
坂東市役所 1階行政情報コーナー	坂東市岩井4365番地	午前8時30分～午後8時
猿島公民館 1階ロビー	坂東市山2730番地	

投票できる方

- 満18歳以上の日本国民(平成15年9月6日以前の出生者)
- 定められた基準日に坂東市の住民基本台帳に登録され、引き続き3か月以上坂東市に住所がある方

今回の選挙は、県外に転出された人はできません。また県内の市町村に転出し、坂東市で投票することとなる人は、最寄りの市町村が発行する引き続き県内に住所を有する旨の証明書の提示又は選挙管理委員会が引き続き県内に住所を有することを確認する必要があります。

投票所入場券



- 入場券は、8月20日(金)頃に郵送予定です。
- 投票所入場券に記載された投票所へお越しください。7月29日以降に市内で転居された方は、旧住所地の投票所で投票してください。
- この入場券はみなさんに投票日や投票所などをお知らせし、投票所での事務を円滑に行うもので、投票用紙との引換券ではありません。圧着式はがきをはがすと、家族6人分までの投票所入場券が印刷されています。投票の際には、ご自分の名前が記載されている入場券を切り離してお持ちください。
- 裏面が期日前投票をする場合の宣誓書になっていますので、事前に記入しておくとう受付がスムーズに行えます。
- 投票所入場券が届かなかったり、紛失された場合でも、選挙資格があれば投票できますので、その場合は投票所の受付に申し出てください。

選挙公報



候補者の政見などを掲載した選挙公報は、8月25日(水)に新聞折込で各家庭に配布します。その他、市役所、さしま窓口センター、期日前投票所などにも選挙公報を備え置きますので、ご利用ください。また、ホームページにも掲載します。

開票



開票は、9月5日(日)午後8時から坂東市総合体育館で行います。開票での参観を希望される方は、入口で参観人受付簿に住所、氏名を記入し、参観券を受け取ってから入場してください。参観人席は、開票会場の観覧席で、先着100名まで入場できます。なお、開票所への入場は、午後7時50分からになります。

滞在地における不在者投票



長期出張、出産による里帰り、学業などのため、選挙期間中に坂東市へ帰ってくるできない方は、滞在地の選挙管理委員会で不在者投票を行うことができます。この方法は何回も郵送のやり取りを要しますので、早めの手続きが必要です。詳しくは、坂東市選挙管理委員会へお問い合わせください。

郵便などによる不在者投票



身体が不自由で投票所に来られない方は、郵便などによる不在者投票制度をご利用ください。ただし、この制度を利用できる方は下の枠の「対象者」に限られ、あらかじめ「郵便等投票証明書」の交付を受けておく必要があります。交付手続や投票の方法は、坂東市選挙管理委員会にお問い合わせください。

対象者		
①身体障がい者手帳または戦傷病者手帳をお持ちの方で、手帳に次のような障がいがあると記載されている方		
区分	身体障がい者手帳	戦傷病者手帳
両下肢、体幹	1級又は2級	特別項症～第2項症
移動機能		
心臓、じん臓 呼吸器、ぼうこう 直腸、小腸	1級又は3級	特別項症～第3項症
肝臓	1級～3級	
免疫	1級～3級	
②介護保険の被保険者証の要介護状態区分が「 要介護5 」と記載されている方		

代理記載制度		
郵便などによる不在者投票の対象者で、身体障がい者手帳または戦傷病者手帳に次のような記載がされている方は、あらかじめ選挙管理委員会に届け出た方に投票の記載をしてもらうことができます。		
区分	身体障がい者手帳	戦傷病者手帳
上肢又は視覚	1級	特別項症～第2項症
代理記載の方法による投票を行うためには、あらかじめ手続が必要です。交付手続及び投票の方法は、選挙管理委員会にお問い合わせください。		

新型コロナウイルス感染症で宿泊・自宅療養をしている方で、一定の要件に該当する方は、「特例郵便等投票」ができます。詳しくは総務省のホームページを確認し、不明な点は選挙管理委員会にお問い合わせください。



総務省 特定郵便等制度周知ホームページ

指定病院などにおける不在者投票



都道府県の選挙管理委員会が指定する病院、老人ホームなどに入院または入所中の方は、その施設で不在者投票を行うことができます。詳しくは各施設にお問い合わせください。